みやこ

京・くらしの安心安全情報 第28号

(平成21年1月)

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

1 相談の概要

- 平成20年4月から平成20年10月までの相談件数は4,778件で,前年同時期(4,512件)と比べ増加
- 不当請求・架空請求は904件と前年同時期(1,166件)に比べ大幅に減少しているものの、引き続き、第1位になっており、依然として注意が必要
- 多重債務相談専用ダイヤル(256-3160)設置,特別相談の実施により, フリーローン・サラ金の相談が引き続き増加傾向

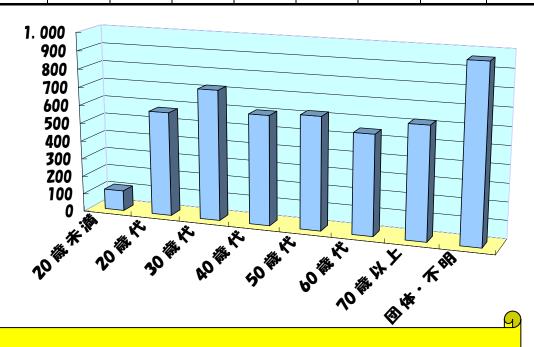


商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	904	18.9%	はがきによる架空請求,アダルト情報サービス
フリーローン・サラ金	693	14.5%	多重債務など
賃貸住宅	285	6.0%	敷金返還トラブル
理美容	158	3.3%	エステサービス
書籍・印刷物	124	2.6%	同窓会名簿・紳士録
文具・事務用品	101	2.1%	電話機類・パソコン機器類
電報・電話	96	2.0%	通話料,パケット通信料
教室・講座	95	2.0%	英会話教室
家屋修繕工事	93	1.9%	屋根,床下工事,設備工事
食器・台所用品	79	1.7%	浄水器
その他	2, 150	45.0%	
合 計	4, 778	100.0%	



年齢	20 歳 未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	団体・不明	合 計
件数	113	578	721	606	623	551	621	965	4,778
構成比	2.37%	12.10%	15.09%	12.68%	13.04%	11.53%	13.00%	20.20%	100.00%



2 依然として被害の多い 振り込め詐欺に御注意!

依然として振り込め詐欺被害が深刻です。

平成20年中の京都府内における振り込め詐欺認知件数は303件,被害金額は約3億1,260万円で,件数,被害額とも平成19年(201件,約2億5,20万円)に比べ大幅に増加しています(京都府警調べ)。

〇 最近では手口が悪質・巧妙化しています。

振り込め詐欺の送金手口として、ATM等に代わりエクスパック※を利用するものや、警察官や銀行協会及び行政職員を装って事前に電話で預金情報等を聞き出し、キャッシュカードを預かって現金を引き出す「訪問型」の割合が増加しています。

「エクスパックによる現金の送付」を指示されたり、警察官や銀行協会及び 行政職員が電話で預金情報等を聞く、またはキャッシュカードを預かると言っ てきた場合、振り込め詐欺である可能性が非常に高いので、お近くの警察か市 民総合相談課まで御相談ください。

※ エクスパックとは、JP(日本郵便)が行っている、郵便局やコンビニエンスストアで 500円の専用封筒を購入すれば、郵便ポストから全国へ発送できる配達サービスです。
ただし、現金を入れることは禁止されています。

○ 定額給付金を口実とした還付金等詐欺に注意してください。

現在、定額給付金の支給方法等については決まっておりません。

決まり次第,市民しんぶん等で広報させていただきますが,定額給付金の支給を口実とした個人情報の取得や振り込め詐欺の発生が懸念されます。

行政職員が電話で振込先口座を尋ねることや、ATMの操作を依頼すること は絶対にありません。

そのような指示をうけたらすぐにお近くの警察か市民総合相談課まで御相談 ください。

3 事故情報 「ハロゲンヒーター」の 使用上の注意及び無償点検について

平成14年8月21日から平成15年3月20日まで、株式会社アイアンが輸入・販売していた「タワーハロゲンヒーター」の台座部より発煙の事故が発生しました。

調査の結果、過度の首振り時に内部配線がよじれコード皮膜が損傷し、その結果スパークしたことが原因とのことです。事故防止のため、無償で代替品と交換するとのことですので、下記お問合せ窓口までご連絡をお願いいたします。



製品画像



製品裏面のシール画像

<製品名>

IR4423 **タワーハロゲンヒーター** 色/アイボリー

<連絡先>

アイアン相談窓口

フリーダイヤル	0 1 2 0 - 8 4 8 - 4 5 0
受付時間	平日(月~金)10時~17時

<独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ>

http://www.nite.go.jp/jiko/shakoku_index/2009010701.html

4 市民総合相談課からのお知らせ

市民総合相談課のホームページから 消費生活相談ができるようになりました! ~インターネット消費生活相談開始のお知らせ~

京都市市民総合相談課(市民生活センター)では、インターネットのホームページによる消費生活相談の窓口を新たに設けました!

是非お気軽に御利用ください。

受け付ける相談の内容

- ① 消費者と事業者間の売買・契約に関するトラブルや問い合わせ
- ② 製品の事故や製品不良に関することなど、消費生活の問題について

利用できる方

○ 京都市内に在住の個人の消費者の方(相談無料)

相談の方法

○ 市民総合相談課のホームページ

(http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_29.html) からインターネット 消費生活相談をクリックし、次のページに相談内容を入力してください!

- 電子メールによりアドバイスをさせていただきます。
- ※ 相談内容等によっては、電話や来所をお願いすることがあります。また、対応する相談窓口を紹介することもあります。御了承ください。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市市民総合相談課 ****256-0800** (消費生活相談専用) ****256-3160** (多重債務相談専用)

消費生活相談受付時間 月~金(祝休日除く。)午前9時~正午

午後1時~午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F 市民生活センター

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html を御覧ください。

* 週末の相談は、消費生活週末(土日)電話相談へ

8 0 7 5 - 2 5 7 - 9 0 0 2

午前10時~午後4時



平成21年1月発行 京都市印刷物 第204568号